水道工事共通仕様書 共通仕様書編(第2編 水道工事編)新旧対象表 現行(令和3年10月版) 改定(令和4年4月版) 考 第2編 水道工事編 第2編 水道工事編 第3章 管布設工事 第3章 管布設工事 第2節 管布設工事 第2節 管布設工事 3-2-31 地下埋設物標示<mark>鋲</mark> 3-2-31 地下埋設物標示 板 標示板の製造中止による 1. <mark>標示鋲の設置については、布設</mark>位置の真上路面に、<mark>図 3-17 に示す</mark>地下埋設物標示<mark>鋲</mark> ┃変更 1.<mark>埋設管</mark>位置の真上路面に、地下埋設物標示<mark>板</mark>を設置しなければならない。 2. 材質は、ポリエステル系合成樹脂とし、周囲は 105°C で溶解する接着剤を塗布し、 を設置しなければならない。 発注者が指定した製品とする。 2. 材質については、標示鋲本体はSUS304とし、標示部はポリカーボネイトとする。 また、標示面の下地については青色、矢印及び文字(広水)は黒色とし、文字の書体に ついてはゴシック体(太字)、大きさは19ポイントとする。 送信線 下水管 送電線 ガス管 水道管  $\phi$  25. 0  $\phi$  20. 0  $\phi$  25. 0 20  $\phi$  20. 0 50 mm 50 mm 50 mm 広水 0 6. 本管部 66.0程度 60.0程度 ホ゜リカーホ゛ネイト 図 3-17 地下埋設物標示板  $\phi$  25. 0  $\phi$  20. 0  $\phi$  9. 5 本管分岐部 図 3-17 地下埋設物標示<mark>鋲(単位:mm)</mark> 3. 表示方法は、図 3-18 によるものとする。 3. 設置位置は、図 3-18 によるものとする。 4. 標示版の設置にあたっては、舗装前に各占用者立会のうえ、取付位置を確認し、正確 4.標示<mark>鋲</mark>の設置にあたっては、<mark>設置位置を事前に**監督員に確認**し、</mark>舗装<mark>復旧完了後、専</mark>

に設置しなければならない。

5 表層(アスファルト会材)の動物しを行った後、標品板の表示高が転圧後の高さに方 圧しなければならない。

<mark>6.埋設管位置が</mark>インターロッキング舗装、区画線設置及び視覚障害者誘導標示<mark>設置</mark>部<mark>⇔</mark> 場合は、設置位置等について事前に監督しと協議しなければならない。

用ドリルもしくは、ドリル及び座ぐりビットで削孔により孔をあけ、エポキシ系ボンド を流し込み、標示面が路面高さになるよう 設置しなければならない。

なお、インターロッキング舗装<mark>部</mark>、区画線<mark>部</mark>及び視覚障害者誘導標示<mark>部は原則、設置</mark> しないこととする。

